森町遠州の小京都ブランド向上支援事業補助金実施要領

第1 通則

森町遠州の小京都ブランド向上支援事業補助金の交付に関しては、森町補助金等交付規則(昭和42年森町規則第3号。以下「規則」という。)、森町遠州の小京都ブランド向上支援事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)及びこの要領に定めるところによる。

第2 補助対象経費

要綱第5条第1項に規定する補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、下表のとおりとする。

経費区分	内容
機械装置等費	①専ら補助事業のために使用される機械装置、工具・器具の購入、製作、借用に要する経費 ②専ら補助事業のために使用される専用ソフトウェア・情報システム等の購入・構築、借用に要する経費 ③①又は②と一体で行う改良・修繕、据付け又は運搬に要する経費 ※1 「借用」とは、いわゆるリース・レンタルをいい、補助事業実施期間中に要する経費のみが対象となります。 ※2 「改良・修繕」とは、本事業で新規に購入又は本事業のために使用される機械装置の機能を高めることや耐久性を増すために行うものです。 ※3 「据付け」とは、本事業で新規に購入又は本事業のために使用される機械・装置と一体で捉えられる軽微なものに限ります。 ※4 3者以上の中古流通業者から型式や年式が記載された相見積もりを取得している場合には、中古設備も対象となります。
広報費	パンフレット・ポスター・チラシ等を作成するため、及び広報媒体を活用する ために支払われる経費 ※1 補助事業に基づく商品・サービスの広報を目的としたものが補助対象で あり、単なる事業者のPRや営業活動に活用される広報費は、補助対象となり ません。
開発費	新商品の試作品や包装パッケージの試作開発に伴う原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工するために支払われる経費※1 購入する原材料等の数量は、サンプルとして使用する必要最小限にとどめ、補助事業完了時には使い切ることを原則とします。補助事業完了時点での未使用残存品に相当する価格は、補助対象となりません。 ※2 原材料費を補助対象経費として計上する場合は、受払簿(任意用式)を

	作成し、その受け払いを明確にしておく必要があります。
	※3 販売を目的とした製品、商品等の生産、調達に係る経費は補助対象外と
	なります。(試作品の生産に必要な経費は対象となります。)
借料	事業遂行に直接必要な機器・設備等のリース料・レンタル料として支払われる
	経費
	※1 借用のための見積書、契約書等が確認できるもので本事業に要する経費
	のみとなります。
	※2 自主事業など補助事業以外に使用するもの、通常の生産活動のために使
	用するものは補助対象外となります。
	※3 事務所・店舗等に係る家賃、地代は、対象外です。
委託費	上記に該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託
	(委任) するために支払われる経費(自ら実行することが困難なものに限る)
	※1 委託内容、金額等が明記された契約書等を締結し、委託する側である補
	助事業者に成果物等が帰属する必要があります。
外注費	上記に該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注
	工能に殴ってない経費であって、事業を打に必要な業務の - 即を第二者に外任 (請負) するために支払われる経費(自ら実行することが困難なものに限る)
	(明泉/ アるために入7月474で31性貝(ロり大川アることが四種なりがに限る)
その他	上記のほか、町長が特に必要と認める経費

第3 補助対象外経費

前項の規定にかかわらず、補助金の対象とならない経費(以下「補助対象外経費」という。) は、下表のとおりとする。

- ・光熱水費(電気料金、水道料金、ガス料金等)
- ・電話代、インターネット利用料金等の通信費
- ・車両の購入費、レンタル料及びリース料
- ・割賦払い代金
- ・損失補てん、借入に伴う支払利息
- ·公租公課(税金、社会保険料等)
- ・事務所及び店舗等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料
- 不動産購入費
- ・人件費(給料、報酬、アルバイト料等)
- ・飲食、接待費
- ・交通費(鉄道、飛行機、タクシー、高速利用代、ガソリン代等)、宿泊費、燃料費
- ・金券(商品券、ビール券、交通権等)、収入印紙購入に要する費用

- ・振込手数料(代引手数料含む)及び両替手数料
- ・事業計画書、申請書、報告書等の事務局に提出する書類作成、提出に係る費用
- ・汎用性があり、目的外使用になり得るもの(例:事務用のパソコン、プリンター、文書 作成ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン及びデジタル複合機、家具等)の 購入費
- ・中古市場において広く流通していない中古機械設備など、その価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費(三者以上の中古流通事業者から型式や年式が記載された相見積もりを取得している場合を除く)
- ・他の補助金の交付を受けている又は受ける予定のあるの経費
- ・「遠州の小京都 森町」の表記及び表現がされていない事業内容に係る経費
- ・その他公的資金の使途として社会通念上不適切と認められる費用

第4 採択基準

補助金交付の採択にあたっては、以下の判断により審査を行う。

- (1) 実施する事業の内容が遠州の小京都まちづくり基本構想及び遠州の小京都まちづくり基本計画に基づく「遠州の小京都 森町」を基軸に設定されているか。
- (2)「遠州の小京都 森町」の魅力の発信につながる新商品開発や新サービスの提供となっているか。
- (3)継続性のある商品開発や新サービスの提供となっているか。(単発のイベント等に要する経費となっていないか。)

第5 その他

規則、要綱及びこの要領に定めのない事項については、町長が別に定める。

附則

この要領は、令和4年度分の補助金に摘要する。